

39	都市整備局	建築物の耐震化の推進
事業概要	1 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 特定緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化推進条例に基づき耐震診断を義務付けるとともに、助成制度や低利融資制度の活用により、耐震化を推進する。 2 住宅の耐震化 区市町村と連携して普及啓発を行うとともに、所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象に、戸建住宅等への助成を行い、耐震化を推進する。	
これまでの経過	平成18年度：「東京都耐震改修促進計画」を策定 整備地域内における住宅耐震化助成を開始 平成23年度：耐震化推進条例の施行 「東京都耐震改修促進計画」を改定 平成27年度：「東京都耐震改修促進計画」を改定 平成28年度：特定緊急輸送道路沿道建築物への個別訪問や改修計画作成支援を開始 学識経験者による検討委員会において、更なる促進策の検討を開始 整備地域における住宅耐震化アドバイザー派遣の開始や助成制度の拡充 平成29年度：戸建住宅の全戸訪問を行う区市町村に対して支援を拡充 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果を公表 平成30年度：所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象とした戸建住宅等への耐震化助成を開始 学識経験者による検討委員会（平成29年1月～平成30年3月）の報告書の公表 耐震化の更なる促進を図るため、耐震化推進条例を改正し、テナントなどの建物占有者の責務等を追加 令和元年度：「東京都耐震改修促進計画」を改定（①特定緊急輸送道路沿道建築物について区間到達率、総合到達率といった新たな指標を導入 ②組積造の塀の耐震診断の義務化を開始） 令和2年度：「東京都耐震改修促進計画」を改定（住宅、特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）等について必要な改定を実施） 令和3年度：整備地域内における住宅耐震化助成と戸建住宅等への耐震化助成とを統合するとともに、整備地域外においても除却を助成対象に追加 令和4年度：一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成を拡充 「東京都耐震改修促進計画」を改定（新耐震基準の木造戸建住宅などの耐震化施策等について必要な改定を実施） 令和5年度：耐震化アドバイザー派遣の拡充や住宅耐震化助成の対象を2000年以前に建築された木造住宅に拡大 令和6年度：住宅耐震化助成の補助限度額を拡充 令和7年度：障害者や要介護者等が居住する世帯を対象に助成を拡充 「東京都耐震改修促進計画」を改定（緊急輸送道路沿道建築物及び住宅等の耐震化の新たな目標と施策を提示）	

現在の進行状況	・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向け、助成制度の拡充など支援策の充実や個別訪問などによる働きかけの実施 ・ 耐震化に関する様々な相談に応じる「耐震化総合相談窓口」の設置や「耐震ポータルサイト」の運営、「耐震キャンペーン」の実施 ・ 新耐震基準も含め耐震性のある建築物へ表示する「耐震マーク表示制度」の運用 ・ 所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象とした戸建住宅等への耐震化助成を実施		
今後の見通し	1 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 耐震改修促進法や条例に基づく指導・指示等により、建物所有者に耐震改修等を促し、令和 17 年度末に総合到達率 100%を目指す。 2 住宅の耐震化 所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象とした戸建住宅等耐震化助成を活用しながら、引き続き、区市町村と連携し住宅の耐震化を促進する。令和 17 年度末に「おおむね解消」を目指す。		
問合せ先	都市整備局 市街地建築部 建築企画課	電話	03-5388-3362